

令和7年 第1回定例会 口頭報告

(令和7年2月20日)

令和6年度 定期監査第三期の結果について、ご報告いたします。

今回は、区民部、地域のちから推進部、福祉部、会計管理室及び選挙管理委員会事務局を対象に監査を実施いたしました。

その結果、指摘事項が4点ございました。

指摘事項の1点目は、「保険料納付延滞金の徴収等について」でございます。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各保険料の確実な徴収は極めて重要です。各保険料の納付が期限までに行われなかった際には各条例に基づいて延滞金を徴収することと規定され、延滞金の減免についても規定されています。

これらの保険料納付状況等を確認したところ、延滞金の徴収が条例どおりに行われていないことが判明いたしました。これは、期限までに納付した方との公平性の観点からも不適切であります。また、保険料の還付が発生した際の還付加算金についても支払いが行われていませ

んでした。

保険料の延滞金や、還付加算金については、区民の理解を十分に得られるよう事前の周知等に努め、実施に向けた検討を早急に行ったうえで適切に対応されるよう、国民健康保険課、高齢医療・年金課、介護保険課に対して指摘を行いました。

指摘事項の２点目は、「日本語教室活動を行う団体に対する補助金交付事務について」でございます。

地域調整課では、「足立区日本語教室補助金交付要綱」に基づき、日本語教室活動を行う団体に対し費用を補助する事業を実施しています。補助金交付要綱では、この補助金の交付申請にあたって氏名・住所・国籍がわかる「学習者名簿」の提出が必要とされていますが、記載が不十分なまま補助金を交付していた不適切な事例があったため指摘を行いました。

指摘事項の３点目は、「行政財産目的外使用許可使用料の徴収について」でございます。

足立区行政財産使用料条例では、行政財産の使用料は使用を開始する日までにその全額を徴収すると規定されています。生涯学習支援課では、足立の花火の実施会場

における電波受信状況改善のための機器設置にかかる行政財産目的外使用料について、使用開始後を納期限と設定して使用料を徴収した不適切な事例があり指摘を行いました。

指摘事項の４点目は、「つり銭準備金について」でございます。

中央図書館では、複写機３台を設置して利用者のための複写サービスを実施し、その利用料を区の歳入として収納しています。この際に必要となるつり銭の準備を、職員の親睦会費で立て替える運用をしていました。公金と私金を混同することは不適切であることから、指摘をいたしました。なお、あわせて会計管理者において、同様の取り扱いが想定される職場についての情報収集や指導を行うなど、各職場に寄り添った支援を行っていただくよう付言しております。

執行機関におかれましては、監査結果に十分留意され、適切な事務の執行を期されますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、定期監査第三期の報告とさせていただきます。